

J. コンドルによる濃尾地震調査の報道とコンドルによる信書の関係について

Study on the relation of the letter by J. Conder and newspaper articles on the Nobi earthquake investigated by J. Conder

平山 育男
HIRAYAMA Ikuo

This treatise examined relations between the articles reported in the JWM. issued on November 7, 1891 with a title of "ARCHITECTURE AND THE EARTHQUAKE" and an anonymous contribution (signed by X. =J. Conder), and I made the following points clear.

The letter with a signature of X. (=J. Conder) was reported both in the Tokyo shinpou issued on November 12, 1891 and in the Hinode Shinbun issued on November 14, 1891. I think that the article reported in the Tokyo Shinpou was reprinted to the Hinode Shinbun because more than 40% of contents are similar. The investigation by J. Conder in the area suffered damage from the earthquake was reported in the JWM. Issued on November 7, 1891, however, this article did not involve at all the letter with a signature of X. (=J. Conder).

キーワード：濃尾地震、コンドル
Keywords：The Nobi earthquake, J. Conder

1 はじめに

明治 28(1891)年 10 月 28 日に発生した濃尾地震の調査について、J. コンドルが実施した調査についての研究を進めている。

これまで、コンドルが濃尾地震の被災地から横浜の欧字新聞社へ出した手紙や、コンドルが翌明治 25(1892)年 1 月 27 日に造家学会において行った演説の英文原稿等についての検討を行っている。コンドルが被災地から横浜の欧字新聞社へ具体的には Japan Mail Office へ送った手紙は、署名人 X. の名前によって発表されており、この内容は極めて早い段階において国内邦字新聞でも伝聞の形ではあるが報道された¹。

ところで、コンドルの被災地における調査については、『The Japan Weekly Mail』(以後、JWM. と記す)紙にても同時期に報道のあったことを知ったが、これと国内邦字紙による報道の関係については考察を加えることはなかった。

そこで本稿においては、JWM. 紙におけるコンドルによる濃尾地震被災地調査の報道と、国内邦字紙におけるコンドルによる調査報道の関係について考察を加えることを目的とする。

2 国内邦字新聞における濃尾地震被災地から J. コンドルによる手紙の紹介

コンドルによって濃尾地震被災地から送付された手紙について、日本の邦字新聞で最も早くこれを報じたものは『東京新報』の明治 24(1891)年 11 月 12 日号であり、伝聞情報として次のように伝えている。

○粗造の建築倒潰する無理ならず

震災地へ出張せる元工科大学御雇教師コンドル氏より或る方へ達したる信書中には今回倒潰したる建築物の粗造なるには驚き入り名古屋紡績会社の破壊したる煉瓦の如きはモルタの附着することなければ洗はずして再び用ゆるを得べき程なれば他は推して知るべし名古屋郵便局の如きは地震の無き英国に於てすら許すべからざる粗造の建築にして能くも斯の如き建築を為し得られたるものなり云々とありたる由因に記す一旦使用の煉瓦を再び用ゆるにはサ、ラを以て能く洗ふにあ

表 1 『東京新報』明治 24(1891)年 11 月 12 日号と『日出新聞』明治 24(1891)年 11 月 14 日号における記事の比較

内容	『東京新報』明治 24(1891)年 11 月 12 日号	『日出新聞』明治 24(1891)年 11 月 14 日号
記事題名	○粗造の建築倒潰する無理ならず	◎震災地の建築物
記事の内容	震災地へ出張せる元工科大学御雇教師コンドル氏より或る方へ達したる信書中には今回倒潰したる建築物の粗造なるには驚き入り名古屋紡績会社の破壊したる煉瓦の如きはモルタの附着することなければ洗はずして再び用ゆるを得べき程なれば他は推して知るべし名古屋郵便局の如きは地震の無き英国に於てすら許すべからざる粗造の建築にして能くも斯の如き建築を為し得られたるものなり云々とありたる由因に記す一旦使用の煉瓦を再び用ゆるにはサ、ラを以て能く洗ふにあらざれば附着せるモルタルを落す能はず然るに今後倒潰したる建築物の煉瓦は少しもモルタの附着せざるとは実にあるべき話にあらざれば然らば之れを請負ふて建築したる者恐らく言訳けの道あらざるべし	今回の大地震により最も世に不評を被りたるは西洋風の煉瓦造りなり左れども煉瓦家屋もトテ強がち地震に堪へ得ざるものなりとは断ずる能はず一は其建築の粗造なるものと否とに関するもの、如し元工科大学御雇教師コンドル氏は震災地に出張して或方へ信書を送り来れり其中に曰く今回倒潰したる建築物の粗造なるには実に驚き入りたり名古屋紡績会社の如き其破壊したる煉瓦を見るに毫も「モルタ」の附着することなければ洗はずして再び用ふることを得べく名古屋郵便電信局の如きも其建築法は地震のなき英国に於てすら許すべからざるほど粗造なるものにして能くも斯の粗末の建築が出来たものと驚嘆するの外なく其他は推して知るべきのみ云々と一旦使用したる煉瓦はサ、ラを以て十分丁寧に洗滌せざれば「モルタ」粘着して再び用ふべからざるを常とするに今度倒潰せし家屋は其煉瓦に毫も「モルタ」の附着せるを見ずとは建築請負者の不都合実に甚しと云ふべし

凡例 “記事の内容” 欄 赤字は両記事において共通する部分、緑字は言い換え部分。

らざれば附着せるモルタルを落す能はず然るに今度倒潰したる建築物の煉瓦は少しもモルタルの附着せざるとは実にあるべき話にあらず果して然らば之れを請負ふて建築したる者恐らく言訳けの道あらざるべし²

記事の前半で、コンドルの手紙を紹介している。このため、既に明治24(1891)年11月12日以前の段階で、コンドルによる手紙の存在が一部ではあるが明らかになっていたことになる。

ところで同様の記事は、次に挙げる『日出新聞』の明治24(1891)年11月14日号にも見ることができる。

◎震災地の建築物 今回の大地震により最も世に不評を被りたるは西洋風の煉瓦造りなり左れども煉瓦家屋也トテ強がち地震に堪へ得ざるものなりとは断ずる能はず一は其建築の粗慥なると否とに関するもの、如し元工科大学御雇教師コンドル氏は震災地に出張して或方へ信書を送り来れり其中に曰く今回倒潰したる建築物の粗慥なるには実に驚き入りたり名古屋紡績会社の如き其破壊したる煉瓦を見るに毫も「モルタル」の附着することなければ洗はずして再び用ふることを得べく名古屋郵便電信局の如きも其建築法は地震のなき英国に於てすら許すべからざるほど粗慥なるものにして能くも斯る粗末の建築が出来たものと驚嘆するの外なく其他は推して知るべきのみ云々と一旦使用したる煉瓦はサ、ラを以て十分丁寧に洗滌せざれば「モルタル」粘着して再び用ふべからざるを常とす然るに今度倒潰せし家屋は其煉瓦に毫も「モルタル」の附着せるを見ずとは建築請負者の不都合実に甚しと云ふべし³

両者の記載内容は極めて類似するもので、同じ言い回しを用いる箇所も多々ある。『日出新聞』の記事は全体で394字となるが、比較すると表1に示したように、この内178字、43%が『東京新報』と同じ文言を用いていることが分かる。この他にも『日出新聞』においては

コンドル氏は震災地に出張して或方へ信書を送り来れりとする波線箇所は『東京新報』において

コンドル氏より或る方へ達したる

とある波線箇所の言い換えに過ぎないなど、同様の箇所が目につくため、『日出新聞』における記事は『東京新報』記事の転載と見なすことができるだろう。

3 J. コンドルによる濃尾地震被災地における調査を示す記事とコンドルからの手紙の関係

このように、コンドルによる濃尾地震被災地からの手紙の存在は明治24(1891)年11月12日までの段階で知られていたこととなる。この手紙とは、コンドルが Japan Weekly Office へ投稿し、JWM. 紙の明治24(1891)年11月7日号に署名人 X. の名前で掲載された投稿記事であることは既に述べた通りである⁴。

ところで、JWM. 紙の同じ明治24(1891)年11月7日号には以下に示す記事があり、この内容についての検討は従来行われてはいない。記事は以下に示す通りである。なお、和訳における①～⑤の数字は著者によるものである。

ARCHITECTURE AND THE EARTHQUAKE.

MR. J. CONDER, Architect to the Japanese Government and professor of Architecture in the

Imperial University, has proceeded to Aichi and Gifu Prefectures, under instructions from the Building Bureau, to examine and report upon the condition of the edifices destroyed by the shock. The fall of some brick buildings is not unlikely to create a prejudice against that kind of structure in the minds of thoughtless people, who forget that if three or four brick houses fell, they were accompanied by the ruin of forty thousand wooden buildings. No conclusions as to the relative endurance of materials can reasonably be drawn from the behavior of such buildings as factories, which are run up at a minimum of cost and the least possible expenditure of bricks and mortar. Indeed, it is already possible to infer from the description given by an eye-witness of the collapse of the Naniwa Factory, that the walls were exceedingly weak. The fall of the Post and Telegraph Office in Nagoya seems a graver business, but it remains to be seen by what firm of contractors and under what supervision the building was erected.⁵

[和訳] 建築と地震

①政府のお雇い建築家で帝国大学建築学教授を務める J. コンドル氏は、建築局からの依頼により、地震による建物の被害について調査報告を行うため、愛知、岐阜両県において調査を実施している。②数棟の煉瓦造の倒壊は軽率な人々の間に、この構造に対する偏見を生む気配を感じる。但し、人々は3、4棟の煉瓦造の倒壊とともに4万棟の木造建築の倒壊が同時に発生したことを忘れてしまっている。③材料の相対的な持久力についての判断は、工場のように最小限の経費と、煉瓦とモルタルに対する最少の支出で建設される建物の作用から合理的に導くことはできない。④実際、壁が非常に弱かったことは浪速工場の倒壊を目撃した人の説明からも推論することができる。⑤名古屋郵便電信局の倒壊はより重大な出来事と思われるが、この建物の請負会社、監督者は明らかではない。

この記事の内容は和訳に示した①～⑤の内容に分けて考えることができる。この記事に示される内容が、署名人 X. (=コンドル) からの手紙によるものか以下で検討したい。なお、この記事は JWM. 紙の明治24(1891)年11月7日号に掲載されたものであるため、比較検討する手紙は同日付の JWM. 紙に掲載され、11月2日付の手紙に限られることとなる。

さて、①は、コンドルによる濃尾地震被災地の調査を行っている事実を伝えるもので、署名人 X. (=コンドル) からの手紙自体についての記載はない。

②は、数棟の煉瓦造建築の倒壊と人々の危惧を示す文章で、主語は“数棟の煉瓦造の倒壊”であり、必ずしもコンドルによる危惧を示すものではない。また、署名人 X. (=コンドル) からの手紙においても、一般の人々による煉瓦造建築に対する危惧は記されていない。

③は、煉瓦造建築の持久力の相対的な判断を工場建築により行うことの困難さを示すものであるが、この点につ

いても署名人 X. (=コンドル) からの手紙に論及はない。なお、11月2日付手紙の文頭において署名人 X. (=コンドル) は

I reached here at 2 p.m. to-day and at once proceeded to visit two of the principal brick buildings which suffered severely in Nagoya.

[和訳] 本日午後2時当地に到着し、甚大な被害を受けた名古屋の煉瓦造のうち主要な2棟を見に出かけた。とあるように、2棟の煉瓦造建築の調査に向かっているが、この2棟とは、名古屋郵便電信局と名古屋電灯会社であり工場建築に限られるものではない。

④は、浪速紡績工場倒壊の目撃者による話となるが、この段階でコンドルは名古屋にあり、この目撃談を直接聞くことは困難な状況にある。

⑤は、名古屋郵便電信局の倒壊影響と、その請負会社、監督者が不明の点を示すが、前半は④を受けるものとなる。なお、署名人 X. (=コンドル) からの手紙において、コンドルは名古屋郵便電信局における施工不良を示すが、その点への論及はない。

以上のように見て来ると、JWM. 紙の明治24(1891)年11月7日号に“ARCHITECTURE AND THE EARTHQUAKE.”の題名で記された、コンドルによる濃尾地震被災地の調査を示す記事は、署名人 X. (=コンドル) からの手紙を反映するものでなく、濃尾地震における煉瓦造建築の被害に対して、②その当時の人々の考え、③これに対する論説、④煉瓦造建築の工場であった浪速紡績工場の被災の報道、⑤名古屋郵便電信局の倒壊の影響についての論説と事実関係を示すものとなっていることが明らかとなる。

4 さいごに

本稿においては、JWM. 紙の明治24(1891)年11月7日号に、“ARCHITECTURE AND THE EARTHQUAKE.”と題して掲載された記事と、署名人 X. (=コンドル) による JWM. 紙への投稿との関係を検討したが、明らかとなるのは以下の諸点である。

- 1) 署名人 X. (=コンドル) による手紙は、『東京新報』の明治24(1891)年11月12日号と、『日出新聞』の明治24(1891)年11月14日号に掲載されたが、『日出新聞』のものは全体の4割以上が『東京新報』の文言に重複することから、『日出新聞』における記事は『東京新報』記事の転載を見なすことができる。
- 2) コンドルが濃尾地震被災地において調査を実施していることは JWM. 紙の明治24(1891)年11月7日号の記事において既に報道される。
- 3) JWM. 紙の明治24(1891)年11月7日号におけるコンドルの濃尾地震被災地における調査を示す記事は、署名人 X. (=コンドル) からの手紙を反映するものではない。

注

¹ 平山：J. コンドルによる濃尾地震被災地から横浜の欧字新聞社への投稿について、日本建築学会計画系論文

集 717、2645～2652 頁、平成 27(2015). 11

² 東京新報社：東京新報、明治 24(1891). 11/12、3 頁

³ 日出新聞社：日出新聞、明治 24(1891). 11/14、1 頁

⁴ 平山：J. コンドルによる濃尾地震被災地から横浜の欧字新聞社への投稿について、日本建築学会計画系論文集 717、2645～2652 頁、前掲

⁵ Japan Mail Office: The Japan Weekly Mail、明治 24(1891). 11/7、547 頁